

岩見沢市訪問型サービス(独自)サービスコード表 <介護予防訪問事業>

【令和6年6月版】

(1単位=10円)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 月包括報酬の場合	1週に2回を超える程度の場合(月15回以上)	3.727	1月につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 回数払いの場合	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(月14回まで)	259	1回につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算サービス13	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 月包括報酬の場合	1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算サービス21		ロ 回数払いの場合	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の 163/1000 加算		

A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算V7	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 163/1000	加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算V8	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 158/1000	加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 142/1000	加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 139/1000	加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 121/1000	加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 118/1000	加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 100/1000	加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14	(5)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 76/1000	加算	

※介護報酬は1回毎の出来高報酬とし、上限額を超える場合は月包括報酬を算定

※中山間地域等における小規模事業所加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※同一建物減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員等処遇改善加算について、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計

※への加算については令和6年6月1日から開始し、V(1)～(14)は令和7年3月31日まで算定可能